

令和元年度 第1回富田林市多文化共生推進委員会 会議録

日時：令和元年7月31日（水） 午後6時30分～8時00分

場所：富田林市役所 庁議室

出席委員：10人 事務局：3人

傍聴者：0人

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 委員紹介

4. 市長あいさつ

5. 委員長・副委員長の選出

- ・平成30年度に引き続き、岡島委員を委員長に、北川委員を副委員長に選出。

6. 議事

(1) 会議の公開について

- ・会議は公開とし、傍聴者は5人までとすることを決定。
- ・会議録については、要旨記録とし、委員名簿とともに市ウェブサイトならびに市役所1階の情報公開課にて公開。

(2) 富田林市多文化共生推進指針の改定について

- ・事務局より、「当初指針の策定に至る経過」「指針の概要」「指針策定後10年間の外国籍市民人口の推移」「平成30年度現在の実施事業」について説明（説明省略）。

委員長 指針改定にあたって、まず論点を整理する必要がある。論点を次の3つとして、議論をしていきたい。

- ① 国の動向の確認
- ②-1 本市の現状、外国人市民の思い
- ②-2 本市、国際交流協会の取り組みの成果と課題
- ③ 今後の方向性、あり方

委員長 ①については、2018 年末の入管法改訂後に出された法務省の総合的対応策等、すでに一定確認できていることから、今回の会議では、②-1 と②-2 の議論をしたい。

本市の現状や成果、課題等について、皆様のご意見を伺う。

委員 指針策定後の 10 年間で、外国人市民は増加しており、近年はベトナム籍人口の増加が顕著。

改正入管法が施行された 4 月以降の動向として、4・5 月に約 60 人の転入があった。ほとんどの場合、雇用する会社の通訳者が同伴し、手続きの説明をしていたが、6 月以降は通訳者を伴わない個人や家族単位での転入が多く、手続きの際に言葉の面でやりとりが難しい場面があった。また、窓口での相談は暮らしに関するものが中心であった。

委員 市内に外国人市民の集住地域はあるのか。教育現場での動向は。

事務局 外国籍の人がある程度集まっている地域はいくつかあるようだが、集住地域と呼べるものはないと思う。

委員 教育現場でも、10 年前と比べて、外国にルーツをもつ児童生徒は毎年少しずつ増加している。近年は、ベトナムから日本に来る子どもが増えている。校区の偏りはそれほどない。外国から来る子どもや、日本語指導が必要な子どもに対する支援の仕組みはあるが、年度途中で突然、日本語を話せない子どもが外国から直接編入してくると、対応が難しい部分がある。日本語教育推進法への対応として、今後、日本語指導の体制についても大きな課題として検討を進める必要がある。

委員 これだけのベトナム籍人口であれば、コミュニティができていないかもしれない。SNS などを通じたベトナム人コミュニティがないか。

事務局 市としては把握していないが、例えば多くの外国人留学生が通う日本語学校を通じて実態を聴き取ることはできるかもしれない。

委員長 日本語よみかき教室の学習者にアプローチするという方法もある。

委員 日本語教室に来ている実習生や、日本語学校のほか、就労のために家族でベトナムから移ってきた人々のグループがあり、キーパーソンがいるかもしれない。

(3) 今後のスケジュールについて

事務局 指針の改定にあたって、本会議を 4 回開催予定。11 月中には素案を策定し、12 月にはパブリックコメントを実施のうえ、来年 3 月末までには改定版指針を策定していただきたい。

また、当事者の幅広い意見を聴取し、指針に反映させるため、委員会での審議と並行して、外国人市民や企業、農業関係者等にヒアリングを行う予定。

さらに、当事者を一堂に会して情報交換会なども開催していきたい。

委員長 スケジュール等について、事務局提案のとおりで良いか。

委員 良い。

事務局 ヒアリング項目などについて、ご意見を伺いたい。

委員長 平成 28 年度法務省委託調査研究事業「外国人住民調査報告書」(受託者：人権教育啓発推進センター)に、調査時のヒアリング項目が掲載されている。労働に関する部分、生活に関する部分などもあるので、今回の指針改定に係ると考えられる部分を抜き出し、参考にしてはどうか。

副委員長 雇用している技能実習生と良好な関係を築いている事業者もある。そのようなところに、国の制度がマッチしているのかどうか、実感を尋ねたい。外国人の人権を尊重し、配慮している実績なども聴けると、今後、どのような関係をつくっていくべきかの参考になるのでは。

委員 事務局で予定しているヒアリングは、雇用する側の意見を聴く機会が多い。日本人と結婚して富田林で生活している女性の外国人も決して少なくない。出産直後や、小さな子どもを育てているお母さんの意見を聴く機会を設けられないか。

副委員長 保健師を通じてのヒアリングならできるのではないか。

昨年の台風接近時、日本語で発信される避難情報を外国人市民が上手く読み取れない、どうして良いか分からないといった困りごとがあったと聞いている。災害時に情報がうまく伝わらなかった件について、聴き取れないか。

事務局 地域に生活する外国人市民との意見交換の場として、9月2日に情報交換会を予定している。ご意見を踏まえ、さまざまな声を聴取したい。

委員長 企業等へのヒアリングは、情報収集が主な目的だが、国の動向等について事業者側に伝える良い機会にもなる。また、市の実施事業について、当事者にどう思うか尋ねれば、利用したことがない場合も、そのようなサービスがあることを知る機会になるのではないか。

委員 さまざまな分野で外国人市民と日頃から接している部分があり、そこで実際に関わっている人々から見える課題を整理できると、施策に反映できる話が聞けるのでは。

委員 散在する外国人市民に施策を展開していくためには、学校や地域と手を組んでいくことが必要になってくる。学校や町会・自治会等が今どのような認識でいるか、どういう状況なのかということ把握するため、話を聞いてみても良いのでは。

委員長 委員会としては、外国人市民の多様性に配慮し、可能な限り、多様な外国人市民からの意見聴取を実現させたい。事務局と国際交流協会で連携して調整していただきたい。

(4) その他

委員長 外国人市民の人口については、他市との比較などもしながら、今後 10 年間の推移を予想しておく必要がある。ものすごく増えるのか、微増なのか、その中間なのか。

委員 次回の会議までに、市や国際交流協会で実施している事業の評価や課題を整理しておけばどうか。

事務局 了解した。

委員長 次回の会議日程について、事務局より説明をお願いします。

事務局 次回の会議は 9 月 24 日（火）16 時から開催。

また、9 月 2 日の情報交換会には、都合が合えば委員にもご参加いただきたい。

第 1 回委員会会議終了後、委員長から、聞き取り調査にかかる倫理的な配慮の必要性について指摘が行われ、委員長から提供のあったものを事務局が適宜修正する形で「聞き取りに関する説明・同意書」を作成・配布することとなった。この「説明・同意書」には、聞き取り途中の退室の自由を含む聞き取り調査への自由意思による参加、聞き取り結果に関する個人情報保護等について記されている。

以上